

2021 年度から 2025 年度 子どもの権利ノート制作活動報告

倉橋幸彦

(名古屋芸術大学 教育学部 准教授)

はじめに

「子どもの権利ノート」とは何か。それは、子ども自身が自らに保障されている権利を知り、その権利を守る方法や相談先を理解し、日常生活の中で具体的に活かしていくためのガイド(冊子)として作成されてきた権利を知る、行使するための教育・支援ツールである。とりわけ児童養護施設等で生活する子どもにとっては、抽象的になりがちな「権利」を、生活の言葉にし、自分ごととして捉えるための重要なツールとなってきた。

日本が児童の権利に関する条約¹⁾を批准してから約30年が経過した。この間、法制度の整備や福祉サービス第三者評価²⁾の導入、アドボケイト³⁾の仕組みづくりなど、子どもの権利擁護をめぐる環境は一定の前進をみせてきた。しかしその一方で、被措置児童虐待の問題⁴⁾は現在も報告され続けており、制度の整備と現場の実感とのあいだには、なお隔たりが存在している。

筆者は、児童養護施設の施設長として施設運営に携わると同時に、家庭養護の現場においてNPO法人の管理者および養育里親として子どもの養育に従事する立場にある。その実践を通して強く感じてきたのは、子どもが施設養護や家庭養護の生活のなかで、自らの思いや意見を十分に表明できず、時にそれを胸の内にしまい込んでしまう現実である。形式上は「意見を聴く」機会が設けられていても、子ども自身が「ここで言うてよいのか」「誰に、どのように伝えればよいのか」が分からず、沈黙を選択してしまう場面に幾度も立ち会ってきた。

また、一時保護委託⁵⁾を経て施設や里親家庭に入所する児童の中には、自分の思いや希望をどこで、どのように表明すればよいのか分からず、戸

惑いを抱えたまま生活を開始する姿も少なくない。意見を表明する権利は保障されているはずであるが、その具体的な方法や意味が子どもに十分伝わっていなければ、権利は実質的に行使されないままに置き去りにされてしまう。

今回の実践報告は、こうした現場の課題意識を背景に、「子どもの権利ノート」が果たしうる役割と可能性を権利ノートの作成を支視点に報告するものである。権利を「教える」ための冊子としてではなく、子どもが自らの生活を振り返り、声をあげるきっかけとなる対話的なツールとして位置づけ、その制作意義と子どもの養育に従事する者の反応を報告することを目的とする。制度としての権利保障を、生活実践の中でいかに具体化していくのか。その一端を、学生が制作する権利ノートの制作実践の記録を通して報告する。

子どもの権利ノートの歴史

- ・日本で最初の「子どもの権利ノート」

最初に権利ノートが題材的に紹介されたのは、1995年に大阪府が児童養護施設等で暮らす子ども向けに作成されたものである。これは、児童養護施設の子どもに対して「子どもの権利」を具体的に説明する目的で作られた冊子であり、その後の全国的な展開のきっかけとなる。

- ・全国への広がり(2000年代前半)

全国自治体や施設での作成は大阪を発信受け行われる。その後、多くの都道府県・市町村・社会的養護関係団体が独自の「子どもの権利ノート」を作成するようになる。社会的養護の子ども向けに特化されたのは、一部では、児童養護施設・里親で暮らす子ども向けの特化版ノートや、

巣立ち（自立）段階の子ども向けの「巣立ちの権利ノート」制作の動きも出ている。

・役割の変遷

初期の目的は子どもに権利の概念を紹介することであり、権利侵害時の相談・救済の方法を通知することであった。拡大した役割としては、子どもの権利条約の理念を日常生活に落とし込むことであった。社会的養護の現場での権利理解の共通ツール化。子どもの意見表明を支えるツールとしての活用がされてきた。また啓発・教育媒体として一般社会や職員研修でも利用されるようになった。

日本における子どもの権利条約の現状

子どもの権利とは、子どもが一人の人格をもつ主体として尊重され、安全に生き、健やかに育ち、意見を表明し、その意見が適切に考慮されることを保障する権利である。その国際的根拠は、1989年に国連で採択された児童の権利に関する条約にある。日本は1994年にこれを批准し、締約国として条約上の義務を負っている。すなわち、国内法の整備、政策への反映、実施状況の国連への報告などが求められている。条約は国際法であり、直ちにすべてが国内法として自動的効力をもつわけではないが、条約の理念に沿った法制度を整備し、実効性を確保する義務が国家に生じている点は重要である。

国内法の基盤としては、まず日本国憲法がある。憲法はすべての人の基本的人権を保障しており、当然ながら子どももその主体に含まれる。自由権、平等権、教育を受ける権利などは、子どもに対しても保障される基本的権利であり、国家および公権力はこれを尊重しなければならない。

さらに、2023年4月にはこども基本法が施行された。同法は、日本における子ども施策の基本法として位置づけられ、冒頭において「日本国憲法

および児童の権利に関する条約の精神にのっとり」ことを明記している。そこでは、子どもの意見の反映、差別のない権利保障、子どもの最善の利益の優先的考慮といった基本原則が掲げられ、国および地方公共団体の責務が明確化された。子どもを保護の客体としてのみ捉えるのではなく、権利の主体として位置づけ直す動きが、法制度上も明確になってきたといえる。

社会的養護や福祉の分野では、児童福祉法が中心的役割を担っている。同法は、子どもの健全な育成、生活の保障、国および地方公共団体の責任を定める基本法である。2016年改正においては、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」ことが明記され、子どもの最善の利益の優先や意見の尊重が条文上も位置づけられた。これにより、社会的養護の現場における支援は、単なる保護から権利保障へと一層重心を移すこととなった。

これらは、子どもの権利を具体的に守るための個別法の整備、地方自治体レベルでの条約制定、制作文書、学術的にも大きな影響を与える。このように、日本における子どもの権利条約の現状は、法制度の整備という点では一定の前進を遂げている。しかし子どもが日常生活の中で実際に権利を行使できているか、意見が尊重されているかという観点からは、なお検討すべき課題が残されている。条約の理念を現場の実践へと具体化する不断の努力こそが、現在求められている課題である。

実践報告

導入

本実践は、子ども家庭福祉⁽⁶⁾の授業において、学生が「子どもの権利ノート」を作成する取り組みとして実施したものである。将来、社会的養護や児童福祉の現場に関わる可能性のある学生が、子どもの権利を抽象的な知識として学ぶにとどま

らず、それをどのように子どもへ伝えるかという視点から再構成することを目的とした。

取り組みは 2021 年度から 2025 年度まで継続して実施している。授業ではまず、子どもの権利に関する講義を行い、国際的枠組みや国内法制度、社会的養護の現状について理解を深める。そのうえで、施設入所する小学 1 年生の社会的養護に関連する事例を提示し、子どもの生活場面においてどのような権利が脅かされているのか、またどのような支援が求められるのかを検討する。さらに、社会的養護における「子どもの権利ノート」の存在と役割を紹介し、権利を生活の言葉で伝えることの意義について考察する。

制作活動においては、学生に対して「自由な発想で構成してよい」と伝えている。形式や表現方法を細かく指定するのではなく、子どもの視点に立ち、どのような言葉やデザインであれば届くのかを自ら模索することを重視している。完成したノートについては、実際に施設や家庭養護の現場にいる子どもや養育者から意見や評価を得る機会を設け、学生にとっても現場の声に触れる学びの場としている。

授業では、具体例として愛知県が作成している「子どもの権利ノート」（通称「コッコさんノート」⁷）を紹介し、実物を提示する。この冊子は、主に児童養護施設等で生活する子どもを対象に作成されたものであり、児童の権利擁護について考えることを目的としている。そのねらいは、子どもが自分の権利を知ること、困ったときに相談できることを理解すること、自分の気持ちや意見を大切にしていと知ること、そして大人には子どもの権利を守る責任があることを明確に示す点にある。

主な内容としては、安心して生活する権利、意見を言う権利、大切にされる権利、差別されない権利など、子どもの基本的な権利の説明が含まれている。また、施設での生活に関する約束ごと

や、困ったときの具体的な相談方法も記載されている。このように、条約理念を抽象的に示すのではなく、生活場面に即して具体化している点に大きな意義がある。権利侵害の予防や早期発見につながるだけでなく、子どもの自己表現を支えるツールとなり、同時に職員の権利意識を高める教材としても機能している。

本授業における制作課題では、8 ページ構成を一つの目安として提示している。①表紙、②自分の自己紹介、③社会的養育機関の説明、④子どもの意見を書くページ（質問内容は学生が考案）、⑤権利についてのメッセージ、⑥「今あなたはどうか」を問いつけるページ、⑦困ったときの相談先を書くページ、⑧あなたからのメッセージ、という構成である。ただし、これらはあくまで参考例であり、必ずしもすべてを織り込む必要はないことを伝えている。重要なのは、形式の遵守ではなく、子どもの心に届く表現を模索する姿勢である。

本実践は、学生の感性と創造性に期待する教育的試みでもある。子どもの権利を「教える側」としてではなく、「ともに考える存在」として再構築する過程そのものが、将来の支援者としての基盤形成につながると考えている。

2021 年度（令和 3 年度）権利教材の分析

2021 年度（令和 3 年度）に制作された子どもの権利教材（いわゆる「権利ノート」）について、その構成および教育的意義を整理・分析することを目的とする。本年度の実践は、国際連合において 1989 年に採択された子どもの権利条約の理念を基盤とし、とりわけ「4 つの権利」①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利の枠組みによって整理されている点に特徴がある。本実践の最大の特質は、「権利を説明する冊子」ではなく、「遊び・体験・参加」を通して権利を感じ

させ、考えさせる教材として設計されている点にある。すなわち、権利を“教える”対象としてではなく、“共に扱い、共に考える”媒介として再構成している点に、本年度実践の教育的独自性が認められる。



※2021年子どもの権利ノート 子ども、養育従事者の関心が高かった作品

形式別分析

権利ブック型（読み物・仕掛け型）

ブック型は、絵本や物語、手紙形式などを用いた読み物中心の構成を特徴とする。書き込みページは比較的少なく、語りかけるような温かい文体が多用されている。

構造的特徴としては、

- ・仕掛け絵本的な構成
- ・漫画的コマ割り
- ・キャラクターによるナビゲーション

などが挙げられる。

この形式は、情緒的安心感の形成に強みを持つ。読み聞かせに適しており、低年齢児への導入教材として有効である。一方で、主体的な書き込みや自己表現の機会は限定的であり、「参加する権利」の直接的体现という点ではやや弱さを持つ。

ノート型（参加・書き込み型）

ノート型は、書き込みページを多く配置し、子ども自身が記入・描画する構成を持つ。

具体的には、

- ・似顔絵を描くページ
 - ・「あなたは思う？」といった問いかけ
 - ・日付記入欄（成長の記録性）
 - ・相談先電話番号の明示
 - ・「じぶんノート」「ぽかぽかノート」など柔らかな名称
- といった要素が確認される。

この形式の最大の意義は、子どもを“権利の主体”として位置づけている点にある。書く・描く・考えるという行為そのものが、「参加する権利」の実践である。教材の形式自体が条約理念を体现している点は、教育学的に極めて有効である。さらに、記録性を有する構造は、単なる理解教材を超え、成長の軌跡を可視化する自己表現ツールとしても機能しうる。

立体・オブジェ型

一部作品には、立体的構造やオブジェ的要素を持つものも見られノートとは言えない斬新さがあった。例えば、パズル形式やすごろく形式など、空間的操作を伴う教材である。

これらは触覚的・身体的体験を通じて権利を学ぶ設計となっており、抽象概念の具体化に寄与している。権利という一見硬質な概念を、身体感覚と結びつける工夫として評価できる。

芸術性の分析

キャラクター活用

多くの作品で、かわいらしいイラストや漫画的表現が採用されている。

- ・オリジナルキャラクターの創作
- ・既存人気キャラクター（例：サンリオ）の活用
- ・柔らかい色彩設計

これらは、権利という抽象的かつ硬質なテーマを心理的に受け入れやすいものへと転換する効果を持つ。視覚的安心感は、子どもが「自分ごと」として内容を受け止める基盤となる。ただし、既存キャラクターの使用には著作権上の課題が残

る。教育目的であっても、知的財産権への配慮は不可欠であり、今後の制作体制の整備が求められる。

遊びの要素

- ・パズル形式
- ・すごろく形式
- ・仕掛け絵本構成
- ・ぬり絵可能な白黒デザイン

これらは認知発達段階に応じたアプローチであり、体験型学習（アクティブラーニング）的要素を含む。また、職員も共に参加できる設計は、子ども一職員関係の媒介装置として機能する可能性を持つ。権利を「教える側／教えられる側」という一方向の関係から解放し、対話的关系を創出する点に芸術的・教育的価値がある。

文章・構成面の分析

4つの権利は、抽象的定義ではなく、具体的場面を通じて説明されている。

- ・「あなたは どう思う？」という問いかけ型
- ・一つひとつ丁寧な解説
- ・「権利は自分だけでなく周囲にもある」という強調

この構造は、「権利＝わがまま」ではないことを自然に示し、相互尊重の視点を含む。権利と責任のバランスを押し付けるのではなく、内省を通じて理解させる構成となっている点は高く評価できる。また、「権利」という語を前面に出さず、「じぶんノート」「ぽかぽかノート」といった名称を採用している点は、子どもの心理的抵抗を下げる高度な教育的配慮である。

課題と検討点

一方で、以下の課題も確認された。

- ・著作権問題への対応
- ・遊び要素が過度になることによる学習目的の希薄化

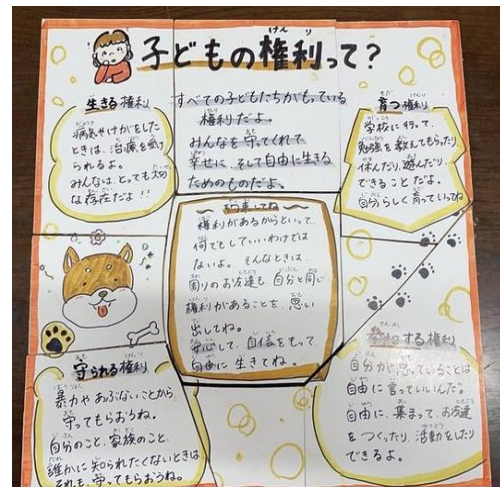
- ・書き込み型教材における個人情報管理の必要性
とりわけ書き込み型教材は、子どもの内面情報を含む可能性があるため、保管方法や閲覧範囲について制度的整備が不可欠である。

総合評価

2021 年度の実践は、権利を「教科書的に教える」段階から、「体験し、書き込み、共に考える」段階へと発展させた点に大きな意義がある。

ノート型＝参加型構造そのものが「参加する権利」を体現しているという事実は、形式と理念が一致した教育実践の好例である。

本実践は、権利教育を“説明の技術”から“関係形成の実践”へと転換させる可能性を示している。今後は、法的配慮や運用体制の整備を進めつつ、継続的検証を行うことで、より持続可能な権利擁護教育モデルへと発展することが期待される。



パズル型の作品。養育者と一緒に遊べる



すごろくの作品 養育者や友達と一緒に学べる作品



オリジナルキャラクターと仕掛け的な魅力あわせて、ノートの要素もある



白黒を基調にしたのは塗り絵で遊んでもらうため作品



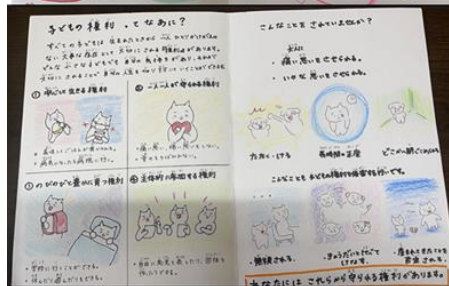
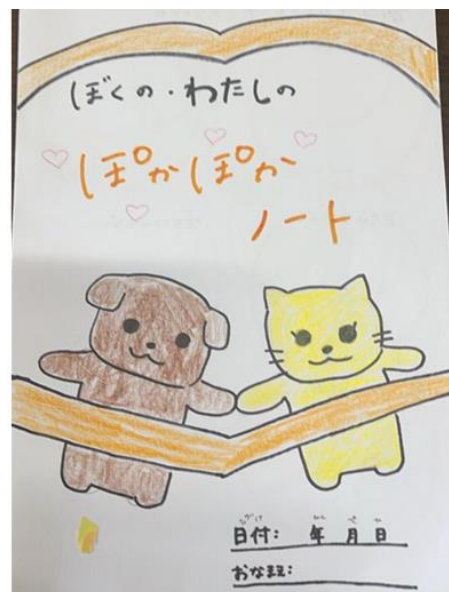
ノートの要素が強い作品。



子ども人気のキャラクターで人気の高かった作品



ポスト、手紙を使った温かいメッセージ性の強い作品



権利という言葉を置き換えたノートの要素の強い作品

2022 年度（令和 4 年度）権利教材の分析

2022 年度（令和 4 年度）に制作された子どもの権利教材は、前年度同様、子どもの権利条約に基づく「4つの権利」生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を基本軸として構成されている点に共通性がある。しかしながら、その展開方法は「読む教材」から「体験する教材」へとさらに拡張している。

ビジュアル表現、仕掛け構造、キャラクター活用、遊びの要素が前景化し、権利理解を「概念の

把握」から「身体的・情緒的体験」へと移行させている点が本年度の顕著な特徴である。



※2022 年子どもの権利ノート 子ども、養育従事者の関心が高かった作品

形式別分析

権利ブック型（読み物・仕掛け型）

この年のブック型は、構造的特徴として読み物を中心としつつ、仕掛け絵本的構造を有する形式である。

主な特徴として、

- ・めくる構造
- ・回転式パーツ
- ・ひも引き仕掛け
- ・小型サイズで机の上に置ける設計
- ・ノートの書き込みは基本的に含まない
- ・人気キャラクター（例：ミッキーマウス等）

を活用する作品が挙げられる。

ノート型（参加・書き込み型）

ノート型の構造的特徴は、子どもが記入することを前提に設計された参加型構造である。

主要素は、

- ・書き込みページが存在
- ・現在の生活状況や感情を問う質問ページ
- ・「一人で悩んでいないか？」といった寄り添いメッセージ
- ・A4 一枚形式など簡便なツール
- ・インテーク場面での活用可能性

などである。

立体・オブジェ型

立体的要素を持つ作品には、

- ・クイズ形式
- ・塗り絵（白黒印刷）
- ・オリジナル漫画
- ・衝立型構造
- ・引っ張る・立てる等の身体操作

が見られる。

これらは単なる教材ではなく、「触れた瞬間に完成する作品」としての性格を持つ。この構造は参加型アートの特質を備えている。鑑賞物ではなく、身体的関与によって成立する表現形態であり、視覚芸術と触覚芸術の融合と位置づけることができる。

芸術性の分析

キャラクター芸術

2022 年度は、国民の人気キャラクターの活用やオリジナル漫画の制作が顕著である。既存キャラクターの使用は、いわば「文化資本」の借用であり、子どもの既有経験と結びつくことで心理的安全を形成する。一方、オリジナル作品は創作性が高く、独自の世界観を構築している。

また、目が動く仕掛けやお菓子モチーフなどの遊戯性は、視覚的親和性を高めるだけでなく、身体的関与を促す。これは、視覚芸術と触覚芸術の融合的实践と評価できる。

色彩と制作技法

- ・PC 制作によるデジタルデザイン
- ・白黒塗り絵型（参加型アート）
- ・手描き風の温かいイラスト

デジタル制作は再現性と制度的安定性を担保し、量産可能性を持つ。一方、手描き風表現は情緒的温度を与える。白黒デザインは「未完成性」

を残す構造であり、子どもが塗ることで完成する。これは参加型芸術の思想と一致する。

仕掛け構造の芸術性

めくる、回す、引っ張る、立てる——これらの身体操作は、権利理解を身体化する。概念を触覚的体験へと翻訳する構造は、抽象的法概念を生活世界へ接続する媒介装置となる。

言語芸術

「一人で悩んでいないか？」といった、語りかけ形式は、行政文書文体ではなく、物語的・文学的アプローチである。子ども目線の言葉遣いは、感情を動かす設計であり、権利理解を情緒的共感へと転換する。

文章構成面の分析

全作品に共通する基盤は、「四つの権利の説明」を中核に据えている点である。これは授業指示に忠実であり、内容の統一性と教育的明確性を担保している。単なる説明資料に留まらず、「理解→関心→自己との接続」という段階的構成を意識した作品が多い点は特筆すべきである。

特に、子どもたちから人気の高かった仕掛け絵本の要素を持つ作品では、「視覚的・身体的体験」が導入部に強く配置されている。文章量は比較的コンパクトで、説明は短文化されている。これは、操作体験を妨げないための構成上の配慮であると考えられる。関心喚起を最優先にした設計であり、理解よりも「まず触れる」ことを重視した構成である。

課題と検討

多くの作品が視覚的・操作的魅力に優れていたが、関心喚起の強さに比して、権利概念の内面的理解や生活場面への接続が十分に構造化されていない作品も見受けられた。特に、ノートの要素

(書き込み・自己内省ページ)を持たない作品では、子どもが受け身的に楽しむ段階で止まる可能

性がある。今後は、「楽しい」から「自分ごとへ」と移行する中間構造（問いかけ、具体的場面提示、選択肢提示等）をどのように組み込むかが検討課題である。

参加型要素の偏在が際立った。参加型の構成を持つ作品では、現状確認や夢・希望の記述欄が設けられ、インテークや支援場面への活用可能性が示された。一方で、参加要素を持たない作品も一定数存在し、構造的に「読む資料」にとどまる傾向もあった。

2022年度の実践では、参加型と非参加型の二極化が見られる。今後は、すべての形式において何らかの「参加の回路」を確保できるかどうかを検討点となる。

総合評価

2022年度の教材群は、行政資料となりうる作品、教材、絵本、参加型アート、自己表現媒体が融合した実践形態である。とりわけ重要なのは、形式そのものが「参加する権利」を芸術的に具現化している点である。

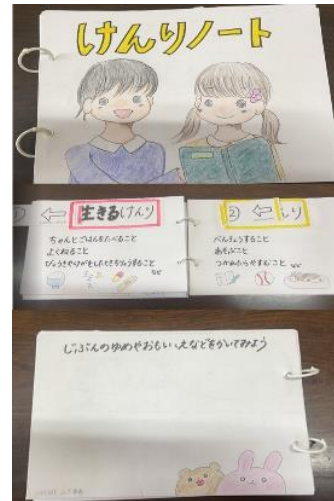
権利教育は従来、条文理解や説明中心の知識伝達型であった。しかしこの年度実践は、身体・感情・表現を媒介とする総合芸術的アプローチへと転換している。したがって、本資料群は単なる教材群ではなく、「社会的養護現場における実践芸術」と位置づけることができる。権利概念を、説明対象から体験対象へと変容させた点に、2022年度実践の本質的価値が認められる。



国民的キャラクターを使った、仕掛けの権利ノート。中央部がまわる。



イラストレーターを使用した多産多用できる権利ノート



仕掛けの要素、ノートの要素、あたたかな絵が人気の作品



ノートやブックの範疇を超えたおもちゃ的な要素のある権利ノート



紐を使った仕掛け絵本的な権利ノート。



白黒を基調とした塗り絵遊びができる漫画的なコマ割りも特徴的な作品



A4, 1 枚で完結できる、シンプルな作品でもオーダーメイド感が強い作品



目が動くシールを用いた作品。

22023 年度（令和 5 年度）権利教材の分析

この年度の教材は、昨年度と同様、子どもの権利条約に基づく「4つの権利」（生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利）を基本軸としながらも、その提示方法において顕著な変化が認められる。2023 年の特徴は明確である。

- ・立体化
- ・素材へのこだわり
- ・触覚的体験の重視
- ・メッセージ性の強化

である。冊子という平面的媒体を超え、「作品化」が進行している点に、本年度実践の重要な意義がある。



※2023 年子どもの権利ノート 子ども、養育従事者の関心が高かった作品

形式別分析

権利ブック型（読み物・仕掛け型）

この年度のブック型は、読み物を基礎としつつ、触覚的仕掛けを強化した形式がある。

具体例として、

- ・国民的キャラクター（例：しまじろう）にマジックテープで着飾りをさせる
- ・寿司テーマ（ネタを貼る構造）
- ・魚を磁石で貼り付ける形式
- ・表紙の凹凸加工

- ・ラミネート加工の強化

などが確認される。書き込み要素は基本的に存在せず、4つの権利を簡潔に説明する構成が多い。

ノート型（参加・書き込み型）

この年度のノート型は引き続き参加型構造を保持しつつ、メッセージ性を強化している。例として、

- ・「しあわせノート」といった肯定的名称
- ・日付記入ページ
- ・おたすけ紹介ページ
- ・最終ページに手紙を配置
- ・制作者の思いを明確に言語化

などが挙げられる。4つの権利を条文的に説明するのではなく、独自の言葉で再構成している点も特徴的である。

立体・オブジェ型

この年度で最も顕著な進展は、立体・オブジェ型の増加である。具体例として、

- ・箱型構造
- ・おもちゃ缶型
- ・飛び出す絵本
- ・フェルト布表紙
- ・内部に手紙を仕込む構造

などが確認される。これらは「ノート」ではなく、空間的作品として存在する。

芸術性の分析

この年度の作品は触覚芸術の強化が特徴的である。この年度は明らかに、視覚中心から触覚中心へと重心が移動している。

- ・フェルト布表紙
- ・凹凸加工
- ・磁石貼り付け
- ・立体構造

これらは、触れることで完成する作品である。すなわち、鑑賞物ではなくインタラクティブアートとしての性格を強めている。

素材の芸術性

素材選択は象徴的意味を帯びている。

- ・布（フェルト）＝温かさ・包まれる感覚（守られる権利）

- ・ラミネート＝永続性・保護

- ・磁石＝可変性・関係の接続（参加する権利）

素材は単なる物理的要素ではなく、権利概念の象徴的翻訳装置として機能している。

物語芸術

「うさぎちゃんからのお手紙」や最終ページの手紙構造は、条文説明ではなく物語構造による理解を促す。制作者の思いを明示することにより、教材は人格のメッセージを帯びる。これは文学的アプローチであり、感情を通した権利理解を可能にする。

空間芸術

箱型、おもちゃ缶型、飛び出す構造は、平面から立体への転換を示す。権利を「空間の中に配置する」発想は、展示型アートに近い。概念が物理的空間に置かれることで、抽象性が低減し、生活世界に接続される。

シンプル作品の芸術性

一方で、過度な装飾を避け、「いたってシンプル」な作品も支持を得ている。これはミニマリズムの魅力であり、核心を簡潔に提示する美学である。過剰な演出を排し、メッセージの純度を高める構造は、別種の芸術的完成度を持つ。

文章構成面の分析

この年度の作品群は、2022 年度に比して「構成の多層化」と「メッセージ性の強化」が顕著である。単に四つの権利（生きる・育つ・守られる・参加する）を説明する構造から一歩進み、物語

化・書簡化・立体化・自己内省化など、文章構成そのものが多様化している。

とある作品においては、国民的キャラクターを活用し、「一日の生活」を通して権利を説明する作品は、時間軸構造を持つ点が特徴である。この形式は、「抽象概念 → 具体例」ではなく、「具体的生活 → そこにある権利の発見」という逆転構造を採用している。またシンプル説明型構成の作品においては、複数作品において、四つの権利を簡潔に説明する構造が採用されている。文章は簡潔で過度な修辭を用いず、視覚的工夫（凹凸、磁石、貼り付け要素）に比重が置かれている。特徴は、読みやすさ、構造の明確さ、教材としての安定性である。一方で、内省や参加への転換構造は弱く、「読む資料」としての性格が強い。参加・書き込み型構成の作品においては、四つの権利という枠組みから離れ、「自分の言葉で権利を再定義」する構造が見られる。構成は、制作者からのメッセージ、日付記入欄、書き込みページ、飛び出す仕掛けによる感情喚起、最終メッセージという対話的循環構造である。構成は非常に明瞭で、ここでは説明が中心ではなく、「感じる → 書く → 振り返る」という内面化プロセスが構造の中心となっている。文章は柔らかい字体や温かい語り口で統一され、情緒的接近を重視している。おたすけしょうかいが掲載されている作品は構成上「権利の節女字、具体的な相談先提示の二段構造となっている。最終ページの手紙は、感情的クライマックスとして機能し、「守ってもらえる感覚」を文章構造の中で醸成している。

また物語と手紙をテーマにした作品においては、ノートに封筒、便せん（メッセージ）ちりばめ、説明文ではなく、「語りかけ」が基本文体となっている点が特徴的である。これは、読み手「学習者」ではなく「受信者」として位置づける構成であり、心理的距離を縮める効果がある。

一方、立体・オブジェ型構成の作品においては、文章は短かく、視覚・触覚体験を補助する役割にとどまる傾向がある。

課題点と検討点

この年度の権利ノートは、物語型、手紙型、書き込み型、立体型など構成の多様化が進み、情緒性やメッセージ性が強まった年度であった。一方で、その発展の中でいくつかの課題も見えてきた。

まず、構成が多様化したことで、作品ごとの構造の一貫性に差が生じている点が挙げられる。物語型や書簡型では感情的な流れは豊かであるが、四つの権利との対応関係がやや曖昧になる場合がある。また、シンプル説明型では構造は明快であるものの、内面化へとつなぐ展開が弱く、読んで理解する段階で止まる傾向がある。構造的な明瞭さと感情的な深まりをどう両立させるかが検討点である。

次に、メッセージ性の強化に伴い、制作者からの語りが中心となる構成が増えた点も特徴である。温かさや安心感を生み出している一方で、子どもの応答や参加が文章構造の中で十分に保障されていない作品もある。今後は、語りかけの後に問いや書き込みの余白を設けるなど、双方向性を構造化する工夫が求められる。

また、立体型や仕掛け型では関心喚起の効果は高いが、体験と権利理解の接続が必ずしも明示的ではない場合もある。遊びの要素と権利概念を結びつける「橋渡し文」の配置が今後の検討課題である。

さらに、四つの権利を説明する枠組みは維持されているものの、生活場面や相談先との具体的接続が十分でない作品も見られる。抽象的説明から具体的支援導線へと展開する二段構造をより意識する必要がある。

2023年度は構成の多様化と情緒的深化が進んだ一方で、構造の明確化、参加性の強化、具体化の徹底が今後の課題として整理できる。説明・物語・対話をどのように統合し、子どもの内面化へと導く構成を確立するかが、次年度への重要な検討点である。

総合評価

2023年度の権利教材実践は、

- ・権利概念の体験化
- ・触覚・空間芸術への拡張
- ・メッセージ性の強化
- ・参加概念の広義化

という点において、質的深化を遂げている。特に重要なのは、「参加する権利」の理解が拡張された点である。書き込むことのみが参加ではない。開ける、触る、貼る、選ぶ - これらも参加である。

身体的関与そのものを参加と再定義したことは、権利教育の理論的射程を広げるものである。権利教材を単なる教育媒体から、触覚・空間・物語を統合した総合芸術へと進化させたことは、社会的養護現場における権利教育が、知識伝達段階を越え、体験的・表現的实践段階へ到達したことを示す重要な成果である。



一日の流れに権利があるという内容を遊びベースに伝える作品。マジックテープで権利を切り貼りできる作品



表紙にタイルシールを活用した作品



権利の書いた寿司ネタを磁石で貼る作品



飛び出す絵本を採用した、書き込みも行える作品



権利を守る方法を記すことに特化した作品。題名も子どもたちが気に入る作品



ラミネートを使用した頑丈さ、パーマネンシーをメッセージにした作品



フェルトを使用した触感に工夫をした作品



権利の箱。蓋を開けて行くことのドキドキ感がたまらない作品



牛乳パックをパズル的に使用した、権利教育作品

2024 年度（令和 6 年度）権利教材の分析

この年度の作品群は、引き続き子どもの権利条約に基づく「4つの権利」（生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利）を基軸としつつ、その表現形態において質的転換を示している。2024 年の顕著な傾向は、

- ・おもちゃ化
- ・立体化の深化

- ・身体性の拡張（身に着ける形式）
- ・パーマネンシー（将来へのメッセージ性）
- ・芸術作品としての完成度向上

である。もはや「冊子中心」の教材ではなく、権利を体験する「装置」へと展開している点にこの年度の決定的特徴がある。この年度は権利ノートが「物」から「体験」へと進化した年と位置づけることができる。



※2024 年子どもの権利ノート 子ども、養育従事者の関心が高かった作品

形式別分析

立体・箱型（おもちゃ箱型）

代表例として「しあわせおもちゃ箱」に象徴される箱型構造が挙げられる。

- ・箱の中にさらに箱を配置する入れ子構造
- ・開封体験を重視
- ・一部書き込み可能
- ・制作者からのメッセージを内包
- ・4つの権利を明示

などの特徴を持つ。

身体装着型（エプロン型）

この年度で特筆すべきは、権利教材のエプロン化である。

- ・身に着ける形式
- ・ポケット部分に権利説明を配置
- ・書き込み要素は持たない
- ・実践者（大人）からの評価が高い

という特性を有する。

絵本型（既存作品の再構成）

既存の物語構造を援用し再構成する形式も見られる。例として、はらぺこあおむしをモチーフとした作品が挙げられる。

- ・カラフルな色彩
- ・いもむしから蝶への変容
- ・温かい語り口

という特徴を持つ。

グッズ・分解型

構造的特徴としては、

- ・ハンバーガーを磁石で分解・再構築する形式
- ・家型構造
- ・ぬいぐるみ素材の活用
- ・「18歳になったあなたへ」という未来への手紙

などが確認される。これらはノート形式ではなく、触覚・分解・再構築を前提とする。

芸術性の分析

素材芸術（触覚・物質芸術）

2024 年度は素材選択が高度化している。

- ・フェルトや布
- ・ぬいぐるみの柔らかな質感
- ・磁石
- ・箱構造
- ・エプロン

視覚的美しさにとどまらず、質感そのものが意味を帯びる。触覚芸術、物質芸術の領域へと踏み込んでいる点が特徴である。

空間芸術

家型、入れ子箱、分解再構築構造は、権利を空間の中に配置する発想である。平面冊子から完全に脱却し、空間そのものが教育媒体となる。これは展示型・環境型アートに近い構造である。

時間芸術

「18歳になったあなたへ」という手紙や、成長を象徴する蝶のイメージ、日付記入要素などは、時間軸を内包する。権利は「今」だけの保障では

なく、未来へと持続する概念であることを可視化している。時間芸術としての性格が明確である。

関係性芸術

「一緒に遊ぼう」というメッセージや、箱の中に手紙を入れる促しは、関係性の創出を目的とする。これらは単独鑑賞物ではなく、他者との関係を媒介する装置である。作品そのものが関係性を生み出す構造を持つ点に芸術的意義がある。

身体性の芸術

エプロン型はとりわけ重要である。

- ・身に着ける
- ・動きと共に揺れる
- ・生活と一体化する

これは舞台芸術やパフォーマンス芸術に近い構造を持つ。権利が身体運動と結びつき、実践そのものが表現行為となる。

文章構成面の分析

この年度の作品群は、これまでの年度と比較して「文章構成が空間・身体・時間と強く結びついている」点が最大の特徴である。文章は単なる説明媒体ではなく、立体構造や身体装着、未来への手紙といった形式と融合し、構成そのものが意味を持つ段階へと深化している。

多層展開型構成（箱・立体型）の作品においては、開封体験と文章展開が一致しており、「理解が深まること」を物理的体験として再現している点が構成上の大きな特徴である。身体装着型構成

（エプロン型）は、読む順番が固定されず、着用者と対面する相手との関係性の中で文章が展開される。つまり、文章は「読むもの」から「対話を生む装置」へと転換している。物語象徴型構成

（変容構造）は、ここでは、四つの権利説明が単なる解説ではなく、成長物語の中に位置づけられている。終結部が「変化・希望」に置かれているため、文章構成が未来志向型になっている点が評価できる。メッセージ強調型構成の作品において

は、「18歳になったあなたへ」という未来宛書簡は、時間軸拡張型構成である。現在理解する権利から、将来振り返る権利へと時間を越えて展開している。これはパーマネンシー（持続性）を文章構造に組み込んだ発展的形式である。

遊戯融合型構成の作品、例えばハンバーガー分解型の作品においては、文章はそれぞれのパーツに付随し、断片的提示 → 統合理解という流れをとる。読者は受け身ではなく、「組み立てること」によって全体像を理解する。内省誘導型構成の家の作品においては、「説明 → 表出 → 保持」という心理的プロセスを文章構成として設計している。文章は説明文にとどまらず、感情処理の構造を持つ。

課題と検討

この年度の権利ノートは、立体構造や箱型構成、身に着ける形式など、体験性や空間性を重視した作品が多く、文章構成も従来の直線的な「読む構造」から大きく広がった年度であった。一方で、構成面における課題もいくつか見えてきた。まず、非線形構造が増えたことにより、文章の読み進め方や終結点がやや曖昧になりやすい点が課題である。どこから始まり、どこで理解がまとまるのかという流れが視覚的・空間的工夫の中に埋もれてしまう可能性がある。また、おもちゃ的要素が強い作品では関心喚起には成功しているものの、「遊び」から「内面化」へと移行する構造が十分でない場合も見られる。体験後に自分事として考えるための問いかけや書き込みへの導線が今後の検討点となる。さらに、立体化が進んだ反面、書き込み型のノートの要素が相対的に減少している傾向もある。説明とメッセージで完結する構成では、子どもとの対話性が弱まりやすい。制作者の温かいメッセージは評価が高いが、一方向的な語りで終わらず、子どもの応答や表現を受け止める構造への発展が求められる。加えて、四つの権

利の説明は丁寧に行われているものの、生活場面との具体的な接続がやや抽象的にとどまる作品もある。概念提示に加え、「実際の生活の中でどう守られるのか」という具体的文脈を組み込む構成が今後の課題である。

総合評価

2024年度の権利教材群は、

- ・教材
- ・おもちゃ
- ・立体アート
- ・パフォーマンス装置
- ・パーマネンシー象徴
- ・関係性芸術

の融合した段階に到達している。特に重要なのは、参加概念の拡張である。参加は、もはや「書くこと」に限定されない。触る、開ける、着る、遊ぶ——これらも参加である。身体的関与そのものが参加であるという理解は、権利教育の理論的枠組みを広げる。2024年度実践は、権利ノートを説明媒体から体験装置へと進化させ、社会的養護現場における権利教育を総合芸術的段階へと押し上げた。本年度は、権利が「語られるもの」から「生きられるもの」へと転換した転機の年として位置づけられる。



見た目の美しさと明快な権利説明が際立つ作品



権利教育を生活の一部に取り入れたエブロン[®]の権利ノート



権利

教育が「成長のプロセス」として立ち上がる作品



2024 年度子どもたちからの一番人気作品



家型のおもちゃをモチーフにした権利教育作品



分解再構築構造で権利を空間の中に配置する発想



遊びの世界に権利のメッセージを織り込んだ、手紙仕立ての作品



ノート型作品。温かい言葉、色合い等に人気が集まった作品



「18歳になったあなたへ」という未来宛書簡は、時間軸拡張型構成の作品

総括

本実践報告において筆者は、ケアリーバー（社会的養護経験者）が施設や里親家庭を巣立った後に直面する生活困難の解消に資する養育の在り方について検討してきた。本実践報告を通して明らかとなったのは、生活場面そのものに「権利」を根付かせることの重要性である。すなわち、権利を理念や制度の水準にとどめるのではなく、日常の営みの中で具体的に体験されるものとして再構成することが、社会的養育の質を高める鍵となる可能性である。

今回の制作活動において特徴的であったのは、学生による自由な発想であった。彼らは必ずしも理論的枠組みを前提として制作を行ったわけではないが、社会的養護を受ける子どもに年齢的に近い立場から、より並列的な視点で子どもを見つめ、作品を創出していた。その結果として生まれた権利ノートには、大人の支援者には見えにくい「子ども目線」の感性が反映されていたと考えられる。筆者による分析は、必ずしも制作者の意図と一致しない側面も含むが、そこにこそ実践の多義性と豊かさが存在している。

とりわけ、芸術作品の水準にまで昇華された制作物は、子どもにとって強い魅力を持ち、権利を「知る」ための入口として有効であることが示唆された。権利保障への支援は、ともすれば抽象的・理念的な説明に終始しがちである。しかし本実践からは、「手触り」「美しさ」「装置性」「視覚的魅力」「遊び」といった感覚的・身体的要素が、権利理解への導入路として大きな可能性を持つことが確認できた。権利を守るという営みの出発点は、必ずしも言語的理解のみではなく、感性的体験を通じた気づきにあることが示唆される。

社会的養護のもとで育つ子どもの多くは、そもそも権利を知らない環境で生活してきた経緯を有する。権利を行使し、声を上げるためには、まず「知る」ことが前提となる。しかし、子どもが声を上げない背景には、声を上げられない状況があるのか、それとも声を上げる意味や価値を見出せていないのか、あるいは大人がその価値を十分に示し得ていないのかという問いが残る。本実践は、その問いを改めて浮かび上がらせた。

制作活動を振り返るとき、特に重要であると考えられるのは、権利ノートが「その子のための唯一の一冊」となることである。社会福祉実践の本質ともいえる「オーダーメイド」の視点、すなわち個々の子どもの背景や発達段階、関心に応じて構成される支援の在り方が、ここに具体化され

る。しかしながら、このような個別化された支援を十分に保障するためには、依然として人的資源の不足という課題が存在する。理念としての個別支援と、現実のマンパワーとの乖離は、今後の重要な検討課題である。

以上のことから、学生が制作する権利ノートは、単なる教材や啓発媒体を超え、社会的養護実践における支援の一環として位置づけ得る可能性を有している。そこには、芸術的アプローチを通じて権利を生活に埋め込み、子ども自身の主体性を喚起する契機が内在している。社会的養護における権利保障の新たな地平として、芸術の持つ力を実践的に検討し続けることが、今後の課題である。

おわりに

2025 年度の作品において、「権利剣」という作品がある。この作品は「ちゃんばらごっこ」をイメージするもので、完成形としては芸術という要素からは離れた作品ではあった。あわせて、暴力やケガを伴うとして、養育に従事する者にとっては敬遠される傾向にあった。しかしこの作品を見た子どもは非常に強い関心を持つ。剣をふるったときに鳴る音や、ストレス発散をしたい子どもたちにとっては目を引く作品であった。当家の里子高校 2 年生はこの作品に着目をし、こう言った。「これ奇麗にできていたら、すごい作品。面白い。でもなんか悔しいから私がこれを作りたい！」という。養育者である筆者とともに、権利を考えるとところから作品に昇華。その過程こそがまさに権利教育の充実であったように感じる。

学生の作品は無限の可能性を秘めている。子どもたちや養育者にいろいろな気づきを与えてくれる。この活動を続けていきながら、子どもの権利の浸透に努めていくことを今後の誓いとしたい。



権利剣 ノートの要素はないけど、段ボールで貼り合わせた作品で遊び要素は満載関心が高い作品であった



権利剣（改）。里子と筆者でこれを作成。手前の巻物はノートの要素もある。

注記

1) 児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child: CRC）は、子どもを保護の対象ではなく、固有の権利を持つ主体として位置づける。国際人権条約であり、1989 年に国連総会で採択された。

2) 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価とはサービス提供主体（児童養護施設等）から独立した第三者機関が、サービスの質を客観的に評価し、その結果を公表する仕組みである。

3) アドボケイト

アドボケイト（advocate）とは、子どもの意見・権利・利益が適切に尊重されるよう、子どもに代わって、または子どもと共に声を届ける役割を担う者を指す。

4) 被措置児童虐待

被措置児童虐待とは、児童福祉施設や里親家庭など、公的措置により保護されている子どもが、施設職員や里親などの養育者から受ける虐待を指す。また、制度として通告（通報）のシステムもあり、児童虐待が疑われる場合に、速やかに児童相談所等へ通告することを義務づけた仕組みであり、被措置児童虐待もその対象に含まれる。

（児童福祉法 第33条の7）

5) 一時保護委託

一時保護とは、児童相談所が、子どもの安全確保や緊急的な保護が必要と判断した場合に、一定期間、子どもを保護する措置である（児童福祉法第33条）。